

特定非営利活動法人はらまちひばり 身体拘束等適正化のための指針

1. 目的

この指針は、身体拘束が利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めることにより、利用者へのサービス向上を図ることを目的とする。

2. 対象事業

この指針は、当法人事業所を対象とする。

3. 身体拘束禁止の規定

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

4. 身体拘束廃止に向けての基本方針

身体拘束を廃止するための基本方針は、次のとおりとする。

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明し同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努める。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討をする。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努める。

5. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置する。

①設置目的

- ・施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成

- ・管理者
- ・サービス管理責任者
- ・全職員
- ・その他（第三者等）

③委員会の開催

3ヶ月に1回以上定期的に開催する。

6. 身体拘束禁止となる具合的な行為

介護保険指定基準において身体拘束禁止となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵を（サイドレール）で囲む。
- ④ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑤ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑦ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑧ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑨ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑩ 言葉によって相手の行動を制限することや抑制する。（スピーチロック）

7. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心に拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。また当該記録をもとに早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討し、その記録は2年間保存するとともに、行政による実地指導が行われる際に提示できるようにする。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、利用者、家族に報告する。

8. 身体拘束廃止・改善のための職員教育及び研修

介護に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ②新任者に対する身体拘束適正化のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

9. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、施設ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努める。

附 則

本指針は、令和3年4月1日より施行する。